

インフルエンザ接種のお知らせ

平成 22 年 10 月より町内各医療機関において、希望者を対象にインフルエンザ予防接種を実施しています。普通の風邪に比べて症状が強く、肺炎になることも多い疾患です。体調のよい時を見計らい、インフルエンザが流行する前の早い時期にお受けください。

ワクチンの種類・効果について

種類 季節性と新型が一つになったワクチンが接種できます。希望者される方については新型インフルエンザワクチンのみの接種も可能です。ただし、医療機関で保管していない場合があるので確認が必要です。

効果 接種後 2 週間程度で抵抗力がつき、5 カ月間有効となります。



実施時期 平成 23 年 3 月 31 日まで

実施機関 【洞爺湖町内】 * 直接お申し込みください

医療機関名	実施日	電話番号	その他
石田内科胃腸科	月～金 8 30～ 17 30 土 8 30～ 11 30	☎ 76-3838	
洞爺協会病院	月～金 8 30～ 11 30	☎ 74-2555	小児科は別途問合せ
洞爺ファミリークリニック	11/14 21 12月以降は要問合せ	☎ 76-3239	完全予約制
聖ヶ丘サライククリニック	月～金 9 00～ 11 30	☎ 76-4838	
峰村内科クリニック	月・火・金 8 30～ 17 30 水 8 30～ 18 00 木・土 8 30～ 12 00	☎ 76-1515	
洞爺温泉病院	月～金 9 00～ 16 30	☎ 87-2311	13歳以上のみ

各医療機関によって実施日、時間・対象年齢が異なりますのでそれぞれの医療機関に必ず確認の上接種してください。

伊達市・豊浦町・壮瞥町の医療機関でも同様に接種できます。詳しくは問い合わせください。これらの地域以外で予防接種を希望する場合は、健康福祉センター（☎ 76- 4006）にご連絡ください。

接種対象 洞爺湖町内に居住している町民（洞爺湖町で生活保護を受給している方を含む）

接種料金

- 生活保護・非課税世帯 無料です。接種時には必ず証明書をお持ちください。証明書をお持ちでない方は有料になります。後日、証明書を提出されても、払い戻しはできませんのでご注意ください。生活保護世帯の方は、洞爺湖町役場健康福祉課・洞爺総合支所・温泉支所で生活保護世帯証明書を発行します。

町外に居住されている方は取り扱いが異なりますので、健康福祉課福祉・高齢者グループ（☎ 74-3001）に問合せください。

非課税世帯の方は洞爺湖町役場税務財政課・洞爺総合支所・温泉支所で非課税証明書を発行します。各窓口でインフルエンザ接種に使用することを伝えてください。その場合印鑑を持参ください。代理人の場合も代理人の印鑑を持参ください。また、場合によっては申告が必要な場合があります。

- 65歳以上の課税世帯 自己負担 1, 0 0 0 円を病院にお支払いください。60歳～ 64歳の心臓・腎臓の内部障害 1 級以上、呼吸器の障害で在宅酸素療法の方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害の方も同様です。
- 65歳以下の課税世帯 全額自己負担となります。各医療機関によって接種料金が異なりますので、各自病院にお問合せの上接種をお受けください。

接種回数 13歳未満 原則 2 回

13歳以上 原則 1 回（医師の判断により 2 回接種の場合もあります。）

接種の際には、健康手帳・母子手帳（乳幼児まで対象）をお持ちの方は持参ください。

注意事項

インフルエンザの予防接種を受ける前に必ず病院においてあるパンフレットをよく読み、気にかかることがあれば医師や看護師、健康福祉センターにご相談ください。

【問合せ】

健康福祉センター ☎ 76-4006